

## 『こどもみらい住宅支援事業対象住宅の要件等』

### ■対象住宅のタイプ

**新築 <発注者又は購入者が自ら居住する住宅が対象>**

#### (1)注文住宅の新築

子育て世帯※1又は若者夫婦世帯※2が、新たに発注(工事請負契約)するもの

※1 子育て世帯とは、申請時点において(令和3年4月1日時点で18歳未満、平成15(2003)年4月2日以降出生の子)を有する世帯。

※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯。

#### (2)新築分譲住宅の購入

子育て世帯又は若者夫婦世帯が購入(売買契約)する新築住宅※3

※3 売買契約締結時点において、完成(完了検査済証の発出日)から1年以内であり、人の居住の用に供したくないもの

(注) (1) (2)のいずれの場合も、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以後、「土砂災害防止法」という。))に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する新築住宅は、本事業の対象にはなりません。

**リフォーム <1戸あたりの上限補助額が30万円超となる場合は、発注者が自ら居住する住宅が対象>**

#### (3)リフォーム

所有者等※4が工事を発注(工事請負契約)するリフォーム

※4 リフォーム住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合、管理組合法人を指す。

(注) 期間内に交付申請、完了報告が可能なものに限りです。

### ■対象期間

#### 新築

##### (1)注文住宅の新築

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、期間内に完了報告が可能なものに限り。

- ① 令和3年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの
- ② 事業者登録(令和4年1月11日受付開始)を行った後に建築工事に着工するもの

##### (2)新築分譲住宅の購入

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までに工事が一定以上の出来高に達した上で交付申請を行い、期間内に完了報告が可能なものに限り。

- ① 令和3年11月26日以降に売買契約を締結したもの
- ② 事業者登録(令和4年1月11日受付開始)を行った後に建築工事に着工するもの

## リフォーム

### (3)リフォーム

下記①②の両方を満たすこと。ただし、令和4年10月31日までにすべての工事が完了した上で交付申請が可能なものに限る。

- ① 令和3年11月26日以降に工事請負契約を締結したもの
- ② 事業者登録(令和4年1月11日受付開始)を行った後に工事着手するもの

#### ■対象住宅の性能要件等

性能基準		証明書類
ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又はZEH Oriented		BELS評価書（ZEHマーク又はZEH Mマークが表記されたもの）
		設計住宅性能評価書（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6のもの）
		建設住宅性能評価書（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6のもの）
等 高 を い 有 省 す る 工 ネ 住 宅 性 能	認定長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書※1
	認定低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画認定通知書※1
	性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定通知書※1
一 定 の 省 工 ネ 住 宅 性 能 を	断熱等性能等級4※2※3かつ 一次エネルギー消費量等級 4※3	こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書※4 注：フロア入力法による申請には対応していません。
		設計住宅性能評価書
		建設住宅性能評価書
		BELS評価書（一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに「適合」と表示されたもの）
		フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書（すべての面）※5（令和3年1月以降に設計検査の申請をし、金利Bプランの省エネ性に適合しているもの）

- ※1 対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。
- ※2 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となる。
- ※3 日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4のことをいう。
- ※4 共同住宅等であって外皮性能において住棟評価を採用する場合は、原則として一括依頼により当該共同住宅等の全ての住戸が、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書を申請する場合に限る。
- ※5 交付申請の際は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でもよいものとする。